

## 食糧支援

人の命をつなぐ“食”。多くの人たちが困窮している現状がある一方で、まだ十分食べられる食糧品が大量に捨てられることを鑑みたとき、この食糧があったらどれほど助かるのか…必要としている人がどれほどいるか、その架け橋となるように支援していきたいと思っています。（フード・バンク）

食糧支援物資：お米・ナン・缶詰・コーヒー・クッキー・インスタント食品・レトルト食品・調味料など

### <食料支援倉庫>

〒411-0803 静岡県三島市大場952-9  
TEL/FAX 055-972-1793



セカンド  
ハーベスト  
ジャパン

セカンド  
ハーベスト  
名古屋

アミーゴス  
支援者

必要者



母子家庭の2世帯に1世帯が貧困にあえいでいるという。まして外国籍の母子家庭の貧困はなおさらだ。政府調査では子供の6人に一人は満足に食事が取れていないとのことだ！

## カサ・デ・アミーゴスの生い立ちと歩み

1990年11月、外国人労働者の「人権」を守るボランティア市民活動として、静岡県東部(三島市緑町)にカサ・デ・アミーゴス(友達の家)という団体が発足しました。日本での生活に困った外国人を支援する事と共に、国籍・人種を超えた、同じ仲間としての人権を擁護するためです。

具体的には彼らの生活、仕事や教育などの様々な問題で、直面する困難な境遇を少しでも改善することを主な目的とする活動です。最近では家庭的な要因で貧困と直面した子ども達が十分な学力が得られないことから、学習支援を始め、またフードバンクからの食糧物資の配布など、カトリック教会の信徒さん方の協力もいただき、必要な方への食糧配給活動も進めてきました。これらの輪は徐々に広がりつつあります。しかし、この活動を長期的に進めていくためにはどうしても若い方の力が必要と考えます。ぜひご賛同、ご協力をお願いします。



アミーゴス代表 高原静子

## カサ・デ・アミーゴス CASA DE AMIGOS (友達の家)

- ☆ 外国につながる人たち・子どもたちへの支援
- ☆ 一人ひとりの共生をはかる
- ☆ 安心できる社会を目指す



労働相談

生活相談

食糧支援

学習支援

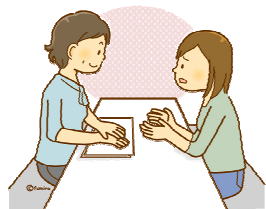
代表 高原 静子 090-4083-3281  
〒411-0018 三島市初音台4-7  
URL : <http://camigos.web.fc2.com/>  
E-mail : [c.amigos2012@gmail.com](mailto:c.amigos2012@gmail.com)  
郵便振替 00890-2-2473

## 生活相談

外国人だからということではなく、同じ仲間として共に安心して暮らせるように共生社会を目指して活動しています。

日常生活に関わる悩み事の相談。

- ・生活支援…役所の手続き、相談などの支援
- ・母子家庭の生活相談
- ・母子手当などの件で行政との対応
- ・学校でのいじめ、DVなどに対する相談



### <外国籍の人々の生活問題>

言葉や文化、生活習慣の違いから生じる誤解や偏見によって、地域生活、労働、教育といった分野で、外国人に対するさまざまな人権にかかわる問題が起こっています。

たとえば、次のような事例が見受けられます。

◇地域生活においては、

- ・アパートやマンションへの入居や公衆浴場への入浴が断られる。
- ・日本語が話せないということで医療機関での受診を断られるなど。

◇労働においては、

- ・働く場所や期間が一定でない、賃金が安いなど、就労の形態や条件が差別されている。
- ・15歳未満であるのに働かされている子どもがいるなど

◇教育においては、

- ・外国人ということで、あるいは、日本語が話せないということで、いじめられている子どもがいるなど。

## 労働相談

日本に在住する外国労働者の人権にかかわる問題は、職場での習慣、言葉等の違いからトラブルになるケースが多くあります。

特に労働条件に関する問題、とりわけ差別的な就労、不当解雇、労働災害、給料の不払い、社宅からの突然の立ち退き命令、失業問題等。地域ユニオンと連携し、事業主や会社等と団体交渉を持ち、時には弁護士などにも相談しながら活動を進めています。

### <外国籍の労働問題>

外国人であっても日本国内で就労する場合には日本人と同等に、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等が適用されます。

労働基準法第3条には、労働条件面での国籍による差別を禁止しており、外国人であることを理由に低賃金にするなどの差別は許されません。

#### ①国籍による賃金差別の禁止

労働基準法第3条において国籍により賃金や労働時間などの労働条件について差別的取扱いをすることを禁じています。このように同一事業所内において日本人労働者と比較して職種や能力等からみて合理的な理由がなく低い賃金は許されません。

#### ②中間搾取（ピンハネ）の禁止

労働基準法第6条は、「何人も、法律に基づいて許される場合の外、業として他人の就業に介入して利益を得てはならない」と定められています。

#### ③最低賃金制度

最低賃金制度も当然に外国人にも適用されます。最低賃金制度とは賃金の安い労働者について、業種や地域ごとに賃金の最低額を保障しようというものです。この水準を下回る賃金契約は法違反となります。

## 学習支援

主に在日外国人の子ども達を対象に家庭の事情などで思うように学習ができない子ども達に、毎週土曜日、さらに春・夏・冬休み期間において学習活動に取り組んでいるところです。少しでも日本の風土、習慣になれ、基礎学力を身に付け将来に備えられればと願っています。

内容は学校での宿題・予習・復習に重点を置き、ワークシートなどの活用も行います。これにより早く学校でのペースに追い付いていけるようにと、子ども達に頑張ってもらおうと同時に、将来の目標を定め希望がかなうようにしていきたい。



### 外国につながる子ども達と親の抱える問題

★貧困の連鎖を断ち切るために子ども達に教育を！

1. 日本語習得の困難さ
2. 教科学習習得の困難さ
3. 高校進学への壁
4. 日本の学校文化への適応の困難さ
5. 情報不足と情報伝達ツールの未整備